

【現況届】太ワクの内側を全て記入し、本紙を提出してください。

令和8年度児童扶養手当現況届

名称		① 証 書 番 号		※ ※ 受 付 番 号	
		第 号		第 号	
9 養育費等に関する申告書		10 その他 ()		本年又は前年の被 災 の 有 無 1 無 ・ 2 有 () 令和 年 月 日	
2 別居監護申立書・証明 3 養育申立書・証明 4 生死不明証明書		6 拘禁の証明書 7 戸籍謄本又は抄本 8 前住所地の所得等証明書		※同時提出諸届 1. 額改定請求書 2. 額改定届 3. 資格喪失届 4. 氏名変更届 5. 住所変更届 6. 金融機関変更 7. その他 ()	
あなたのことについて		② 住 所		本年1月1日現在の住所 ()	
フリガナ氏名		④ 障がいの有無		受給者区分	
		無 有		母・父・その他	
⑩ 本年8月1日における対象児童の状況について		⑤ 受給者		⑥ 配偶者	
1		1. 無 2. 有		1. 無 2. 有	
2		1. 無 2. 有		1. 無 2. 有	
3		1. 無 2. 有		1. 無 2. 有	
4		1. 無 2. 有		1. 無 2. 有	
イ. 父母が婚姻を解消した ハ. 父が死亡した ホ. 父が児童扶養手当法施行令別表2に定める程度の障がいの状態にある ト. 父が引き続き1年以上遺棄している ニ. 父が母の申立てにより保護命令を受けた ヌ. 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている チ. 母が死亡した リ. 母が児童扶養手当法施行令別表2に定める程度の障がいの状態にある ル. 母が引き続き1年以上遺棄している ロ. 母が父の申立てにより保護命令を受けた ワ. 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている カ. 母が婚姻によらないで懐胎した コ. その他 (理由:)		この届に添付する書類 ②③ あなた(受給者)の公的年金は (種類 基礎年金番号・年金コード 年額 (円)) ②④ 対象児童以外で同居している人はいますか (同地番に住民票がある人を含む。) ②⑤ 無職・未申告の場合の生計維持の方法 ②⑥ 住所の状況について ひとり親家庭等医療証の (有 ・ 無) ・児童が健康保険証の被扶養者に (なっている ・ なっていない) (備考) 上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。 受給資格の有無および所得に関して公簿で確認されることに同意します。 年 月 日 氏名		②③ 障がいの有無 ②④ 氏 名 ②⑤ 1. 前夫又は前妻からの養育費等 2. 両親からの仕送り 3. 親族 (両親を除く) からの仕送り 続柄 () 4. 生活保護 5. その他 () 1. 自分名義の持家 2. 前夫 (亡父) 又は前妻名義の持家 3. 家族名義の持家 4. 借家 (公営住宅・不動産会社・個人の住宅) (契約者の名前 続柄) 5. その他 ()	
②⑦ 氏 名		②⑧ 障がいの事由 とする公的年金を		②⑨ 日常生活状況は	
②⑩ 父又は母の障がいについて②⑪欄でハ又はリの場合		②⑫ 父又は母の死亡に関し②⑬の児童が受けとることができる公的年金・遺族補償は		②⑭ 氏 名	
②⑮ 父又は母の死亡に関し②⑯の児童が受けとることができる公的年金・遺族補償は		②⑰ 氏 名		②⑱ 氏 名	

(裏面)

注 意

- 1この届けは、毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入して下さい。
- 3⑧の欄は地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族（「扶養親族等」といいます。）の合計数を記入して下さい。
なお、地方税法に定める同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲して下さい。
（1）受給者については、④に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㊸に特定扶養親族の数を、㊹に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入して下さい。
（2）配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入して下さい。
- 4⑨の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 5⑩の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入して下さい。
- 6⑪の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 7⑫、⑬の欄は、あなた又は扶養親族等について該当する人の数を記入し、⑭の欄は、あなたが該当するときに、該当する文字を○で囲んで下さい。
- 8⑭の欄は、寡婦控除、寡婦控除特別加算若しくは寡夫控除（以下「寡婦控除等」という。）又は勤労学生控除を受けた場合は、その額（寡婦控除等のみなし適用を申請する場合は、その額）を記入してください。
なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
- 9⑰の欄の「受給理由」には、㊹の欄の「イ」から「ヨ」までのの中から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。
なお、すでに印字された理由に変更があるときは、その旨を申し出て下さい。
- 10㊹の欄は、⑰の欄の「受給理由」については「ト」若しくは「ワ」、又は「ヨ」と記入した方だけが記入して下さい。
「ト」若しくは「ワ」と記入した方は（ ）に父又は母の氏名を、「ヨ」と記入した方は（ ）に具体的な理由をそれぞれ記入して下さい。
- 11㊺の欄は、⑰の欄の「受給理由」に「ハ」又は「リ」と記入した方だけが記入して下さい。公的年金の種類には、下の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号を記入して下さい。
対象児童が父又は母に支給される公的年金の加算の対象になっている場合は、その加算の年額も記入して下さい。
- 12㊺、㊻及び㊼の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中及び請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合をいいます。
- 13㊽の欄は、対象児童が公的年金若しくは遺族補償を受けることができるか又はその支給が停止されているときは、右の「公的年金の種類」又は「遺族補償の種類」から該当する事項を選び、その符号と公的年金等の年額を記入して下さい。また、その支給が停止されているときは、その期間も記入して下さい。
- 14㊾の欄の公的年金の種類には、右の「公的年金の種類」から該当する事項を選び、その符号と公的年金の年額を記入して下さい。また、その支給が停止されているときには、その期間も記入して下さい。
- 15㊿の欄は、あなたと同住所地に居住している人で、住民票上世帯分離されている人の有無について該当する数字を○で囲んで下さい。また、「あり」を○で囲んだ方は、その方の氏名、及び関係も記入して下さい。
- 16㊽の欄は、あなたが無職又は所得の申告をしていないとき、生計維持の方法について該当する数字を○で囲んで下さい。

- ◎この届けについて分からないことがありましたら、区役所子育て支援課の人によく聞いて下さい。
- ◎虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還の他、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

添付書類

- 1あなたが対象児童と同居していない父又は母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 2あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出して下さい。
- 3あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出して下さい。
イ 父又は母が死亡しているときは、当該父又母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）
ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類
ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類
ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 4あなた又はあなたの扶養義務者に関し、寡婦控除等のみなし適用を希望する場合は、その事実を明らかにすることができる書類（当該者の戸籍謄本又は抄本等）を添えて出してください。
- 5⑰の欄の「受給理由」にニ、ホ、ト、ヌ、ル、又はワと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出して下さい。
- 6⑰の欄の「受給理由」に「ヨ」と記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出して下さい。
- 7このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことはお住まいの区の子育て支援課の人に聞いてください。

公 的 年 金 の 種 類	イ 老齢福祉年金 ロ イ以外の国民年金 ハ 厚生年金保険の年金 ニ 船員保険の年金 ホ 恩給 ヘ 国家公務員共済組合の年金 ト 条例による地方公務員の年金 チ 地方公務員等共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市町村職員共済組合の年金 リ 日本私立学校振興・共済事業団の年金 ヌ 農林漁業団体職員共済組合の年金 ル 国会議員互助年金 ワ 日本製鉄八幡共済組合の年金 ヰ 執行官の恩給 カ 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金 ヨ 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金 タ 未帰還者の留守家族手当又は特別手当 レ 労働者災害補償保険の年金 ソ 国家公務員災害補償制度の年金 ツ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金 ネ 地方公務員災害補償制度の年金
遺 族 補 償 の 種 類	イ 労働基準法による遺族補償 ロ 国会議員法による災害補償 ハ 船員法による遺族手当 ニ 災害救助法による遺族扶助金 ホ 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償 ヘ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付 ト 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付 チ 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付